

鶴岡市小中学校体育文化活動奨励事業概要

- 交付・申請 対象者 : 学校長  
山形県中学校体育連盟又は山形県中学校文化連盟に地域クラブ活動として登録された団体の代表者
- 補助金の額 : 補助対象経費の「5分の5」または「5分の4」(100円未満切捨て)

鶴岡市小中学校体育文化活動奨励事業補助金交付取扱基準(以下、「取扱基準」という。)第1項関係					
対象区分	内容		該当する大会	補助率	
大会	小学校	共通	○ 学校教育の一環として教職員が指導にあたり、学校代表として地区予選会を経て出場する大会(スポーツ少年団の大会を除く)	4/5	
	中学校	体育	学校教育の一環として教職員が指導に係り活動している部又はチームを編成し、学校代表又は地域クラブ活動として出場する下記の大会		以下2通り
			①	地区予選会を経て出場する山形県・東北・日本中学校体育連盟主催大会 (中学校体育連盟が主催・共催し、地区予選会を経て出場する大会)	・総合体育大会(スキー含む) ・新人体育大会 ・駅伝競走大会
		②	①以外の大会(中体連・教委等が共催・後援する大会) ・大会要項により、各主催団体から参加を認められたチーム・選手の出場する県・東北・全国大会 ・山形県選抜チームのメンバーとなって出場する大会	・上山青年会議所杯 ・全日本少年軟式野球 ・東北軟式野球新人戦大会 ・スポーツマニア杯 ・県卓球選手権大会 ・全国中学選抜卓球大会 ・全日本中学校通信陸上競技山形大会 ・全日本ジュニアバドミントン選手権 ・日本バドミントンジュニアラッパリ ・全日本中学生バドミントン選手権 ・県中学校バレーボール大会 ・全国都道府県対抗中学校バレーボール大会 ・JOCジュニアオリンピック	4/5
		文化	学校教育の一環として教職員が指導に係り活動している部、学校代表や地域クラブ活動として個人・チームを編成し、地区予選会を経て出場する下記の大会		以下2通り
			①	中学校文化連盟が主催・共催し、地区予選会を経て出場する大会	・全日本吹奏楽コンクール ・全日本合唱コンクール ・全日本アンサンブルコンテスト
		②	①以外の大会(中文連・教委等が共催・後援する大会)	・NHK全国学校音楽コンクール ・声楽アンサンブルフェスティバル ・TBCこども音楽コンクール ・声楽アンサンブルコンテスト ・全国大会 ・県中学校・高校英語弁論大会	4/5
	共通	○ その他市長が認めた大会		4/5	
	鶴岡市小中学校体育文化活動奨励事業補助金交付要綱(以下、「要綱」という。)第3項関係				
	所選を有する(鶴岡市に在住)	体育	○ 正選手・補欠選手として登録された児童・生徒		
文化		○ 出場する児童・生徒			
共通		○ 補助員(音楽係・運搬補助員等:大会要項等により選出しなければならない場合のみ)			
指う地域の指導者のク	中学校	○ 上記大会①に地域クラブ活動として出場する大会で、その引率を担う指導者1名 ※山形県中体連・中文連に登録された地域クラブ団体に在籍する指導者に限る			

鶴岡市小中学校体育文化活動奨励事業概要

◎ 対象経費については、すべて経費が確認できる書類が必要です。（大会に出場される方への周知をお願いします）

対象経費	内容		備考	
取扱基準第2項第1号関係				
交通費	共通	○ 大会会場までの往復に要する鉄道賃・航空賃・バス賃等の実支出額	最も経済的な経路・方法による	
		○ 大会会場・宿泊施設までの交通の便が悪く、バスや電車での移動が難しい場合のタクシー代	領収書添付	
取扱基準第2項第2号関係				
宿泊料	共通	○ 一泊あたりの実宿泊額×実宿泊日数	一泊あたりの上限額：8,000円	
		○ 大会要項等で宿泊料が指定されている場合は当該額		
		○ 指定額にランクがある場合は最低額	最低ランクで申し込んで上位に決定した場合でも補助は最低ランクとする	
		○ 実宿泊日数は開会式前日から試合当日までの日数	県・東北大会は3泊まで 全国大会は4泊まで	
		○ 勝敗の結果、宿泊の必要がなくなった場合のキャンセル料	車両借上げ料も同様	
取扱基準第2項第3号関係				
その他	共通	○ バス借上げ料		
		○ 高速料金		
		○ 駐車料金		
		○ 大会出場に必要な物品搬送の経費で特に認められたもの		
		○ スキー競技のリフト代	試合日のみ（練習日は対象外）	
		○ 吹奏楽コンクールのピアノ使用料		
		○ 借上げたバスの運転手も宿泊する場合の運転手の宿泊料	交通費でも可	
		○ 開会式のみの日々の経費も補助対象とする		
		★ 借り上げたバス・タクシーに補助対象外の者が同乗する場合の計算方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実支出額÷乗車人数＝1人あたり単価（端数切捨て）</li> <li>・ 1人あたり単価×補助対象人数＝補助対象額</li> </ul>		
取扱基準第3項第6号関係				
対象とならないもの	選手	× マネージャー		
		× 個人戦に出場する選手の練習相手		
	地域指導者の	取扱基準第3項第5号関係		
		× 小学校対象大会 及び 本補助金で補助率4/5に該当する中学校対象大会に地域クラブ活動として出場する際の選手等の引率を担う経費		
	交通費	取扱基準第3項第1号関係		
		× 自家用車を使用した場合の経費		
		取扱基準第3項第4号関係		
	× 主催者等が旅費を負担した場合			
	宿泊料	取扱基準第3項第2号関係		
		× 県内開催大会で大会期間が一日間の大会に参加する場合の宿泊費		
その他	取扱基準第3項第3号関係			
	× 宿泊料に含まれない昼食代・夕食代			
	取扱基準第3項第6号関係			
× 大会前の公式練習のみに参加するための経費（大会前日の公式練習は認める）				